

第10条の次に次の11条を加える。

(土地所有者等との協議)

第11条 条例第15条1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第12条 条例第15条第3項第5号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うものであって次の各号に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第10条第6号、第7号、第9号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、第39号、第41号、第42号、第43号の3、第45号の2、第45号の11又は第46号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第10条第1号、第4号、第5号、第24号及び第43号の2に掲げる行為

(2) 農業を営むために通常行われる行為

(3) 森林の保護管理のために行われる行為

(4) 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。

(5) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。

(6) 漁業を営むために通常行われる行為

(7) 漁業取締りの業務を行うこと。

(8) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)を行うこと。

(9) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

(10) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。

(11) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

(12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

(13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

(14) 鉱業権を有する者が行う第10条第24号又は第25号に掲げる行為

(15) 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

(16) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。

(17) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為

(18) 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為

(19) 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。

(20) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

(21) 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為

(22) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(立入りの認定の基準)

第13条 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。

(2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。

(3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。

ア 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。

イ 野生動物に餌を与えること。

ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。

エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。

カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

(立入りの認定の申請)

第14条 条例第16条第2項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称

(3) 立ち入ろうとする期間

(4) 立入りの目的

(5) 立入りの方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第15条 条例第16条第4項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用調整地区の名称

(2) 立入認定証の有効期間

(3) 立入認定証を受けた者の氏名

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第13条第4号の注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第16条 条例第16条第5項の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 認定を受けた利用調整地区の名称

(3) 立入認定証の番号及び交付年月日

(4) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

(指定認定機関の指定の申請等)

第17条 条例第17条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地

(3) 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称

(4) 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの。

(2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

(3) 申請者が法人である場合は、役員の名簿及び履歴を記載した書類

(4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(5) 申請者が法第17条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第18条 条例第19条第1項前段の規程による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第1項後段の規定による認可の変更の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第19条 条例第19条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項後段の規定による認可の変更の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 変更しようとする事項